

＜一般委託＞

学校給食センター調理ごみ収集運搬業務委託(その2)仕様書

学校給食センター調理ごみ収集運搬業務委託(その2)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	学校給食センターで発生する調理ごみの回収を行う。
2	履行期間	令和4年8月1日から令和5年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市学校給食センター(横須賀市平作5丁目28番10号)
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	年度当初に、委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、令和5年4月1日から7月31日まで本契約と同一単価で随意契約するものとする。 なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の2カ月前までに通知すること。
6	関係法規	
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 横須賀市の一般廃棄物収集運搬の許可(屋外清掃業務用限定許可を除く)
8	契約方法	単価による業務委託契約
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により月毎の回数で支払う。 ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監 連 督 絡 員 先	学校食育課 原 046-850-1273

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

内 訳 書

(単位 円)

業務名	単位	予定数	上限単価(円)	単価(円)	金額(円)
学校給食センター調理ごみ収集運搬業務委託	回	130	24,000		

※単価欄は、契約者が記入する

業務内容

1 業務委託学校

横須賀市(以下「甲」という。)の委託を受けて受託者(以下「乙」という。)は、契約書に定めるもののほか、この仕様書に基づき、横須賀市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の給食調理ごみの収集運搬の業務を行う。

2 給食調理ごみの定義

この業務委託で対象とする給食調理ごみとは、学校給食の実施に伴い発生する生ごみ等の燃せるごみとし、給食センターが指定する場所に置かれているものとする。

3 業務従事者等

乙は、この業務を遂行するに足る従事者及び車両その他の機材を保持しなければならない。

甲は、この業務従事者とその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、乙に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 収集日等

(1) 給食センター稼働予定日の収集運搬

給食センターは、8月29日から3月までの計130日稼働予定である。(別紙 稼働予定日のとおり)ただし、土曜日、日曜日、祝日の稼働は想定していない。

乙は、給食センター稼働日に給食調理ごみを収集する。

(2) 収集の中止

上記(1)について、天候その他やむを得ない事情があるときは、甲乙協議の上、全部または一部の収集を行わないことができる。

5 予定回数及び予定排出量

(1) 予定回数

予定回数は130回とする。

ただし、上記4の収集日等で掲げる天候その他やむを得ない事情で収集を行わないこととなった場合の回数の計算については、甲乙協議して、計算処理を行うものとする。

(2) 予定排出量

1日平均排出量は、おおよそ800kgを想定している。ただし、献立により1日の総排出量には違いがある。

なお、給食調理ごみは給食センターに設置する粉砕機、厨芥脱水機により減量化した状態でビニール袋で排出するが、下処理等にて発生する一部の調理ごみは、粉砕、脱水処理をせずビニール袋で排出する。

6 収集方法

乙は、横須賀市の定める分別収集方式により給食調理ごみの収集を行う。

7 収集時間

乙は、次の時間帯に収集を行う。

甲が特に指示したときは、収集時間を変更することができる。

(1) 15時から15時30分まで

8 搬入処分先等

乙は、収集した調理ごみを横須賀市の適切な処理施設に搬入することとする。なお、搬入時間は当該処理施設の指定する時間帯とする。

9 ゴミ処理手数料等の負担

乙は、横須賀市に支払うゴミ処理手数料を負担し、本業務委託の経費に含むものとする。

10 委託料の支払

乙は、調理ごみ収集運搬業務委託料を、当該月の収集の回数に応じて、月単位で甲に請求し、甲は収集月の翌月に支払うこととする。

11 指導義務

乙は、この業務従事者に次に定める事項の徹底を指導すること。

- (1) この業務の公共的役割及び業務内容を理解すること。
- (2) 収集車両及び収集機材の整備点検と清潔の保持に努めること。
- (3) 収集車両の給食センター敷地内への出入りは左折のみとする。
- (4) 上記(3)のほか、収集車両の運行及び収集作業の際は、安全確保に十分な注意を払い、また、給食センターの定める通行方法を遵守すること。
- (5) 交通事故及び作業上の災害防止に努めること。
- (6) 業務従事者の品位と清潔の保持に努めること。

12 賠償責任

乙は、給食調理ごみの収集運搬業務において、他に損害を与えたときは、その損害賠償は乙が負うものとする。また、甲に損害を与えたときも同様とするが、甲がその責を免じた場合はこの限りではない。

13 報告義務

- (1) 乙は、給食調理ごみの収集運搬業務において、上記12に該当する事案が生じた時は、直ちに学校食育課に連絡し、事案について報告し、指示を受けて対応すること。
- (2) 乙は、上記(1)により事案発生時の対応を行ったあと、速やかに事案発生の際の経緯、原因、解決方法、再発防止策等について書面にまとめ、学校食育課に提出すること。

14 その他

落札後、業務開始前に給食センターを訪問し、業務に支障を来すことのないよう使用車両の現地確認及び回収時間等について事前確認をすること。

この仕様書に定めない事項については、その都度、甲乙協議の上定める。





